

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月31日（木）午後2時00分から午後2時34分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（1人） 8番 高野康喜

5. 出席推進委員（25人）

吉田和功
本田あゆ子
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄
瀬本浩和

高橋 豊
上原 誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|----------------------------------|
| 第1 | 議案第30号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第31号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第32号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第33号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第5 | 議案第34号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】
について |
| 第6 | 議案第35号 | 農用地利用集積等促進計画案について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
主幹兼係長	宮野 優
主幹	小山 貴晴
主任	平川 祥子
主任	竹下 慎一

8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。

8月1日八代市長より宮山卓也委員が農業委員に任命され辞令が交付されました。従いまして、同日より農業委員は定数である19名となっております。

総会の開催に関しまして注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、会場の正面に向かって左手側に設置しております演台の場所で発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。

それでは、ただいまから8月の総会を開会したいと思います。

本日は、高野委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会が成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

議長

皆さん、こんにちは。それでは、8月の農業委員会総会を始めます。

議 長 総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
ます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。18番 倉井正治委員、19番 吉田寛実委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。
議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。
今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件、交換が4件ありました。地目は、田1万9,237平方メートルです。
内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当の委員さんから説明をお願いします。
1番 昭和。

推進委員 昭和の齊藤です。1番と2番は、受人と渡人が代わっているだけです。まとめて説明いたします。
先日、松本委員と現地調査を行いました。
まず、1番の渡人の隣には、今回の案件とは別の受人の農地があります。よって、受人の農地、渡人の農地、受人の農地となります。現況は、2人の親の代から利便性を考えて、交換して耕作されていたようです。今回、1番渡人の案件農地の名義変更が済まれたということで、双方合意の下、農地の交換となりました。何ら問題はないと思われます。御審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 3番、金剛。

推進委員 金剛の有村です。8月27日、木村農業委員、高木推進委員、私3人で現地を確認いたしました。事前に、営農計画書をもとに、聞き取りも行っております。何ら問題ないと思ひます。御審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

4番、千丁。

推進委員

千丁担当委員の上原です。4番、5番について、説明いたします。28日、農業委員深田さんほか3名で現地確認をいたしました。最初に4番ですが、売り手の債権者は亡くなっており、所有権は代物弁済ということで、契約書も添付してありました。何ら問題ないと思います。

次に5番ですが、売り手、買い手は親戚であり売買したいという申請です。買い手は後継者もいまして、水稻4町6反、野菜1町3反6畝、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台、年間通じて320時間、親子とも経営をしております。何ら問題ないと思います。御審議よろしくお願ひいたします。

議 長

6番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号6番、7番は農地の交換ですので、合わせて説明いたします。

両申請地は、お互いが所有する農地の隣地にあることから、これまでも貸借により耕作されてきた農地です。このたびお互いの意見が一致し、交換する運びとなりました。お互いの農地の集約化になりますので、今回の申請については何ら問題はないと考えます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。

事務局

今月の申請は1件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、許可は可能と判断いたしました。

それでは御審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、鏡。

推進委員

鏡地区の橋本です。申請番号1番について説明します。27日、農業委員の本田さんと現地を確認しました。申請地は、〇〇小学校から西に△△メートルくらいのところですが、申請地は申請者の所有で、周辺地は住宅地が広がるようになって、近隣からの要望もあり、貸し駐車場にしたいとのこと。近隣農地に迷惑をかけることなく、地元としては問題はないと思いますので、御審議方よろしく願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから6ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が8件、賃貸借権が1件、使用貸借権が2件、合計の11件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

4ページの1番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

なお、この案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

2番、3番、4番、下の5ページ5番までの案件は、用途地域内の農地であるため第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、6番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

なお、こちらの案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

続きまして、7番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、8番の案件ですが、申請地は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

6ページをお願いします。9番の案件ですが、申請地は有佐駅からおおむね500メートル以内の区域内にある農地の区域であることから、第2種農地に区分されます。

土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

なお、この案件につきましては、既に造成工事の着工がなされており、無断転用にあたるため、始末書が添付されております。

次に、10番、11番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

また、10番、11番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可

事務局	<p>を得るための始末書が添付されております。</p> <p>次に、一般基準について説明いたします。</p> <p>農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。それでは、御審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、八千把。</p>
推進委員	<p>八千把担当の中畠です。申請番号1番について説明します。</p> <p>申請地は、海士江町の〇〇〇医院より東へ△△△メートル入ったところで、現況、造成済みの農地で、ここに建て売り住宅1棟を建築したいといった申請になります。東側の隣接農地に対しては日照を確保するために、建物は平屋建てで、距離を置いて建築するといった事業計画書が添えてあり、無断転用のため始末書が添付されています。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>2番、太田郷。</p>
推進委員	<p>太田郷担当の渡邊です。申請番号2番について御説明いたします。27日、有馬委員とともに、申請地のほうを確認に参りました。上片町の〇〇〇〇〇〇〇・熊本八代店の北西△△△メートルに位置し、八代□□中学校と国道3号線を結ぶ道路沿いにあります。借り人の方が手狭になったため、実家の近くにある祖父の所有の申請地を借り受けて、個人住宅を建設したいとのことでした。借り人に会って説明を受けました。周辺農地には何ら影響はないと思います。</p> <p>続きまして、3番、4番、5番につきましては、一つの農地の分筆に当たります。それでは、3番、横手本町〇〇〇番△、〇〇〇番△、□□□ホールやつしろ北西及び、〇〇〇〇〇〇〇八代工場入口から北北東△△△メートルの道路沿いに位置します。申請地を、受け人の方が2区画の宅地分譲を考えておられているとのことでした。</p> <p>続きまして、4番、横手本町〇〇〇番△。申請番号3番の東隣となります。申請地に受け人の方が3階建て12世帯のアパートを建設したいとのことでした。</p> <p>続きまして、申請番号5番、横手本町〇〇〇番△。申請番号3番、4番の南側となります。受け人の方が設備会社を経営されており、申請地から道路を挟んだ向かい側に倉庫があるが、道路の幅員が狭いために通行に支障があるとのことで、申請地を買い受けて道路幅を拡張したいとのことでした。</p> <p>なお、3番、4番、5番ともに住宅街に囲まれており、何ら問題はないと思いま</p>

推進委員

東陽地区担当の黒田です。申請番号10番について説明します。8月25日、借主の方及び宮山委員さんと現地のほうを確認いたしました。借主と貸主は親子関係にあり、両親の老後、子供の将来のことなどを考えられて、現在アパートに住まわられている借主の方が、両親の実家の横の土地に個人住宅を建てられるという申請です。担当としては何ら問題はないと思われませんが、御審議方よろしくお願ひします。

議 長

11番、泉。

推進委員

泉担当の岩村です。私からは11番の案件について説明いたします。今月26日に松田委員さんと現地を確認しております。現地は、泉町下岳、〇〇〇〇ダムのサイト直下でございます。下流およそ△△△メートルの位置にあり、現状雑種地です。隣接するところで、市の農業集落排水の処理施設場がございます。周囲のほとんどが公衆用道路及び宅地ということで、耕作地がありません。そういった状況と、無断転用ということで始末書が添付されておりますので、何ら問題はないと考えられます。以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第33号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第33号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書7ページから21ページのとおり、付議いたします。

今月は貸借権設定が22件、面積は19万4,627平方メートル、所有権移転が3件、面積は1万3,415平方メートルです。

これら申請があった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時

事務局

従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月の9月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、9月13日（水曜日）に実施いたします。

関係する地区は、郡築二番町、北原町、鏡町宝出です。地区の担当委員さんにおかれましては、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおりに決定することといたします。

議案第34号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第34号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農地利集積計画について、議案書22ページから24ページのとおり付議いたします。

今月の農地利集積計画は、賃借権設定が6件で、面積は3万4,998平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第34号の説明につきましては以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議 長

議案第35号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第35号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農地利用集積等促進計画案について、議案書25ページから26ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聴くというものです。

今回の案件は、更新が5件です。

受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている、農用地等の効率的利用や農作業の常期従事を満たしていると判断されます。

議案第35号の説明につきましては、以上です。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

議 長

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおりに決定することといたします。

議 長

本日、予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定により、合意解約の届出がありましたので報告します。

これをもちまして、8月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年8月31日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____